

令和2年度 第1回障害福祉計画推進委員会 意見及び意見に対する考え方

分野	施策	対象となる計画の一部抜粋	意見	回答
1	外出・移動支援	<p>R1取組結果・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者及び付添い1名について、レジャープールの入場料を半額とした。 <p>今後の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請実績が少ないため、広く周知を行っていくことが必要です。 	<p>レジャープールの障がい者割引について申請実績が少ない理由を追及していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プール利用者のほとんどが、障がいの無い人です。障がいのある人も利用してもらえるよう、ホームページや福祉のしおりなど幅広く周知を行います。
1	道路・公共施設のバリアフリー化の推進	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事（R2計画分）を実施する。 	<p>道路バリアフリー化の整備内容と工事計画について、どのようになっていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道495号(役場前)路線の工事区間は全長314mで、工事実施主体は福岡県です。 ・整備内容として、「福岡県福祉のまちづくり条例施行規則及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とし、歩道幅を2.0m以上、横断勾配を2%以下、縦断勾配を5%以下となるようにします。あわせて、整備区間全体において視覚障害者誘導用ブロックを整備します。 ・工事計画としては、工事区間を3工区に分割して実施しており、令和4年度までに工事を完了する予定です。
1			<p>役場前495号横断歩道に信号機を付けて欲しい。歩行者がいても車が止まらないことが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所の押しボタン式信号機の新設について、令和元年8月に、環境住宅課地域振興・交通係より折尾警察署に要望を出しています。現在、折尾警察署からの回答はありません。

令和2年度 第1回障害福祉計画推進委員会 意見及び意見に対する考え方

分野	施策	対象となる計画の一部抜粋	意見	回答
1	緊急時の支援体制の充実	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に総務課に配置された危機管理官を中心に、ハザードマップを出前講座等の際に、活用し、周知に努める。 6月、11月頃の年2回の避難訓練を実施する中で、商工業者や児童、生徒の参加もあるため、ハザードマップの活用を啓発していく。 	<p>ハザードマップの周知について、マイタイムライン作成とした表題に変えて欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2次地域福祉計画策定時の住民アンケートの結果50代未満にハザードマップの確認をしていない割合が高く、ハザードマップの活用、周知も重要です。 令和元年度に、マイタイムライン作成に関して広報あしややホームページに掲載しています。ハザードマップの活用と併せてマイタイムラインの周知に努めます。この点を、令和2年度の計画に追加します。
1	緊急時の支援体制の充実	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の図上訓練について具体的に示してもらいたい。 災害時に備えられるように図上訓練に参加させていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課内において、障がい者や支援を要する高齢者が避難してきたケースを想定し、福祉避難所の運営方法や職員の行動について確認を行います。 避難者については、障がいの種類、程度の別や養護者の有無等を想定した数ケースを例題とし、有事の際に迅速に対応できるよう、新型コロナ感染症対策も含めた訓練を行います。 庁外者の参加は予定していませんので、今後の課題とします。
3	障がい者虐待の防止	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し職員の資質の向上を図る。 	<p>職員用の虐待対応マニュアルはありますか。なければ策定していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月に策定された「市町村・都道府県における障がい者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）」を職員の行動マニュアルとして活用しています。

令和2年度 第1回障害福祉計画推進委員会 意見及び意見に対する考え方

分野	施策	対象となる計画の一部抜粋	意見	回答
4	地域での相談活動	R2計画 ・地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。	民生委員用の虐待対応マニュアルはありますか。なければ策定していただきたい。	・民生委員・児童委員には、虐待が疑われる場合、役場はじめ関係機関への通報、相談がその役割とされており、研修の一環として各自が自覚しています。また、対応までを求めることは限られており、これまでどおり研修で周知を図っていきます。
4	相談窓口の充実	R2計画 ・身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。	相談の日程を設定し、町・社協・相談員3者で実施したらいいのでは。	・相談については、身体障がい者・知的障がい者相談員を設置しており、随時、各相談員に直接相談していただくようになっています。また、一般相談窓口として「みどり園」「まつかぜ荘」に委託しています。役場窓口でも随時、相談を受け付けており、緊急な相談にも対応できる体制を整えています。
4	障害福祉サービスの充実	R2計画 ・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。	放課後等デイサービス「すてっぷくらぶ」は、いつから実施していますか。学校との連携はどうなっていますか。	・すてっぷくらぶは、平成25年11月から実施しています。 ・学校との連携について、各小学校、中学校の担任や支援学級の担任と情報交換し連携しています。また、すてっぷ職員が学校での様子を知るため、学校行事の参加や授業の見学などを行っています。さらに、教育委員会のスクールソーシャルワーカーがすてっぷくらぶへ来室し利用児の状況をみて、すてっぷくらぶの職員と情報交換をしています。 ・公認心理師（発達障害研究所「たまや」）に利用児に関する相談を行い助言を受けています。

令和2年度 第1回障害福祉計画推進委員会 意見及び意見に対する考え方

分野	施策	対象となる計画の一部抜粋	意見	回答
4	障がい児の療育支援	R2計画 ・三課（学校教育課、健康・こども課、福祉課）情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。3回/年	三課情報共有会議（学校教育課、健康・子ども課、福祉課）に、障がい児の体力づくり等の観点から生涯学習課を加えて四課情報共有会議としたらいいのでは。	・三課情報共有会議は、学校教育の視点を中心として情報共有を図るために設置されており、必要に応じて他課と連携をとっています。
8	特別支援教育の充実	R2計画 ・芦屋町特別支援教育連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。2回/年	芦屋町特別支援教育協議会が年2回開催されていますが、情報を共有していくことが必要です。放課後等デイサービスすてっぷくらぶの管理者も参加させてはどうでしょうか。	・芦屋町特別支援教育協議会の現状は、教育機関に係る協議会です。事業所の参加は今後の課題ではありますが、すてっぷくらぶに関する情報は、福祉課から提供されており、共有を図るように努めています。
9	レクリエーション活動の充実	R2計画 ・令和2年度の障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。	障がい者レクスポ大会について、特別支援学級との連携も重要です。特別支援学級の先生方や一般の町民も参加応援できるようにできたらいいと思う。	・特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催についての通知を行います。また、広報にも掲載し、町民の方へ周知を図ります。この2点について、令和2年度の計画へ追加します。

令和2年度 第1回障害福祉計画推進委員会 意見

分野	施策	対象となる計画の一部抜粋	意見
1	緊急時の支援体制の充実	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報あしや6/1号で避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりの支援などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年「災害」「防災」というキーワードが一般的に広まってきています。芦屋町でも地域交流サロンでハザードマップや避難行動要支援者名簿が浸透しており、防災啓発に効果があると感じています。 ・芦屋町社会福祉協議会では、自治区単位で「支え合いマップ」の作成を行っており、現在10地区が取り組んでいます。支え合いマップでは、独居世帯や見守り支援等幅広い年齢層を対象としています。
3	権利擁護の推進	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関と協力しながら、住民に対する成年後見制度の啓発、ケアマネジャー等を対象とした制度勉強会の実施等を行い、制度の利用を必要とする人が、制度を利用できる環境づくりを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋町社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業について、利用者は少ないが、施設等からの相談件数は増えています。日常生活自立支援事業から成年後見制度へと移行、併用するケースもあることから、円滑に対応できるよう、芦屋町が行っている権利擁護の推進に協力したい。
7	障がい者雇用の促進	<p>R2計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用の事業者への周知について、引き続き商工会と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就業支援で、障がい者雇用等の周知について、商工会と連携して取り組まれていることから、今後、実習の受け入れなども理解をいただけるのではと思いました。